



# 患者様への請求額の計算の基準

Basis for Calculating Amounts Charged to Patients (Japanese)

Mayo Clinic およびその関連病院では、救急時やその他の必要な医療措置について保険に加入している患者様に対して、一般的に請求される金額（AGB：通常請求額）をルックバック方式に基づいて決定いたします。各医療施設における 2025 年 1 月 1 日以降有効となる AGB の割合は、以下に記載されるとおりです。

AGB の割合は、2023 年 10 月日から 2024 年 11 月日の入院および外来サービスについて、メディケア・アドバンテージおよび従来のメディケアの両方を含む民間の有料保険会社によって承認されたすべての申し立てを用いて計算されます。承認された申し立てから予想される支払い合計額は、同じ申し立てに対する請求額の合計で割って算出されました。AGB の割合は毎年更新されます。

財政的支援を受ける資格があると判断された患者様は、救急治療または他の必要な医療措置について、AGB を上回る額を請求されることはありません。財政的支援を受ける資格があり、かつ保険に加入している患者様は、健康保険会社による支払いを適用した後の AGB を越える金額については個人的な支払い義務を負いません。

## 医療施設ごとの AGB の割合

医療施設	割合
Rochester .....	52%
Arizona.....	42%
Florida .....	35%
Fountain Centers in Albert Lea .....	81%
Albert Lea and Austin .....	48%
Cannon Falls.....	60%
Chippewa Valley in Bloomer .....	58%
Eau Claire — Luther Campus .....	39%
Fairmont .....	48%
La Crosse.....	43%
Sparta.....	38%
Lake City .....	68%
Mankato.....	48%
New Prague .....	59%
Northland in Barron.....	46%
Oakridge in Osseo .....	55%
Red Cedar in Menomonie .....	47%
Red Wing.....	49%
St. James.....	68%
Waseca .....	54%